

令和4年度 第2回

飲食・商業・サービス業等

エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

公募要領

公募期間	
令和5年1月31日（火）～9月30日（土）	
1次締切 終了	2次締切 5月31日（水）
3次締切 7月31日（月）	4次締切 9月30日（土）

※書類不備は、不採択となりますので、提出前の書類確認をお願いします。

※予算がなくなり次第、公募は終了となります。

令和5年5月

島根県商工会連合会 石見事務所

TEL：0855-22-3590

<https://www.shoko-shimane.or.jp/2023/03/17/468/>

目 次

I. 重要説明事項.....	2
II. 飲食・商業・サービス業等	
エネルギーコスト削減対策緊急支援事業について	
1. 目的.....	3
2. 実施主体.....	3
3. 補助事業の対象者.....	3
4. 応募資格.....	4
5. 補助事業の要件.....	5
6. 補助対象経費、補助率及び補助限度額、補助対象期間.....	5
7. 補助金の交付.....	10
8. 応募方法.....	11
9. 補助事業の採択.....	13
10. 補助事業者の義務.....	14
11. 補助事業のスキーム.....	16
12. 相談・お問い合わせ、書類提出依頼先.....	16
【参考】中小企業者の範囲.....	19
III. 応募書類の様式.....	19
IV. 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンスの作成.....	20

1. 重要説明事項（応募にあたっての注意点）

必ず下記の事柄についてご理解いただいたうえで応募してください。

1. 本事業の趣旨をご理解ください。
2. 本事業は「補助金適正化法」に基づき実施されます。
※補助金の不正受給が行われた場合には、交付決定の取消・返還命令、不正内容の公表等や、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。応募書類や実績報告書類の記載内容に虚偽がある場合や法令違反が明らかな場合は、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消、交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。
事実と異なる記載内容とならないようご注意ください。
3. 交付決定通知書の受領後でないと補助対象経費の支出等はできません。
4. 補助対象経費の支出行為は「銀行振込」が大原則です。
5. 補助事業の内容等を変更する際には「事前の承認」が必要です。
6. 交付決定を受けても、定められた期日までに「適切な実績報告書」の提出がないと補助金は受け取れません。
7. 実際に受け取る補助金は、交付決定通知書に記載された金額より少なくなる場合があります。
※実績報告書類の確認時に対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を再算定し、減額した補助金が交付されます。
8. 取得財産等の処分（目的外使用、譲渡、廃棄等）は制限されます。
9. 補助事業関係書類は、補助事業終了後5年間保存しなければなりません。
※「会計検査院」による実地検査等が実施される可能性もあり、補助事業者の義務として適切に応じなければなりません。検査等の結果、補助金の返還命令等を指示された場合は従わなければなりません。

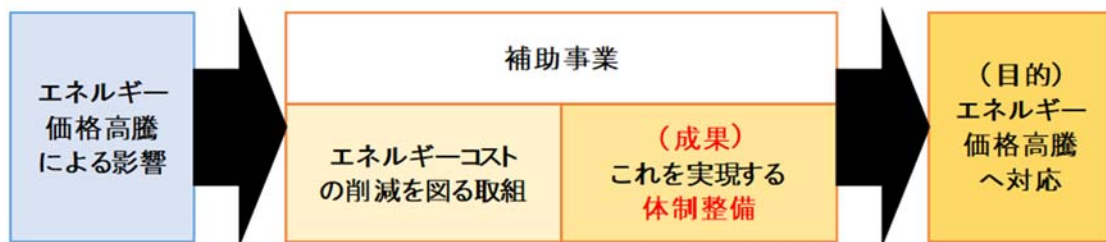
II. 飲食・商業・サービス業等

エネルギーコスト削減対策緊急支援事業について

1. 目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業等に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業等の経営を支援することを目的とする。

※目的のイメージ図（既存設備等 → エネルギーコストの高効率化設備等がポイント）



2. 実施主体

飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業は、鳥根県と鳥根県商工会連合会（以下「連合会」という）が「間接補助金交付事業（以下「本事業」という）」として実施します。

3. 補助事業の対象者

補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等※注1とする。

(1) 飲食・商業・サービス業等※注2を現に営む事業者であること
(2) エネルギー価格高騰の影響を受けていること。※注3
(3) 飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業の補助金を活用していないこと。
(4) みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと
(5) 鳥根県税の滞納がないこと
(6) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること

注1：「中小企業者等」とは、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者であって、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者）、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、特定非営利活動法人をいう。

■**県外に本社があり、県内に事業所又は工場を有する場合は、県内の事業所又は工場の売上割合が全体で最も大きい必要があります。**

■**県内だけでなく、県外にも事業所又は工場を有する場合、県内の本社等のエネルギーコスト（光熱費等）削減に取り組む者が対象となります。**

注2：「飲食・商業・サービス業等」とは、日本標準産業分類における次に掲げる業種以外をいう。

①**大分類A（農業、林業）**

②**大分類B（漁業）**

③**大分類E（製造業）**

④**大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類803（競輪・競馬等の競争場、競技団）、細分類8094（芸ぎ業（置屋、検番を除く。））及び細分類8096（娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業）**

⑤**大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類93（政治・経済・文化団体）及び中分類94（宗教）**

■**複数業態で事業を営んでいる場合は、売上割合が全体で最も大きい業態が、主たる業種となります。**

注3：エネルギー価格高騰の影響について

受けた影響についての根拠書類の提出は不要ですが、補助事業申請書の中で示してください。

（例）ガソリン価格が■%高騰するも、売上価格に転嫁できず原価率が■%悪化した。

4. 応募資格

公的補助金であることから、社会通念上、補助金交付を受けるのに相応しくない次に掲げる者は応募または審査を受けることができません。

(1) 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(3) 公募要領に違反または著しく逸脱した場合
(4) 審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

5. 補助事業の要件

補助事業は、次に掲げる**全ての要件**を満たすものとする。

<p>(1) エネルギーコスト（光熱費等）を削減するための、省エネルギー・省電力に資する設備等の更新、機器等の導入であること（※） ※飲食・商業・サービス業等にかかるものに限ります</p>
<p>(2) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する性風俗営業など）でないこと</p>
<p>(3) 補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと ※「飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業」に採択された事業者であっても補助対象経費の重複が無いなら応募可能です。</p>
<p>(4) 補助事業について、商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会又は公益財団法人しまね産業振興財団（以下「支援機関」）という。）による支援体制が整っていること</p>

6. 補助対象経費、補助率及び補助限度額、補助対象期間

次の要件①～③をすべて満たすものであり、かつ補助事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、下表に掲げるものとします。

要件① 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
要件② 交付決定日以降に発生し、補助対象期間中に支払が完了した経費
要件③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象期間
省エネルギー・省電力に資する 設備更新費、機器導入費	補助対象経費の1/2以内 (新型コロナウイルス感染症関連融資 を利用している場合※注4は2/3以内) [補助上限額] 2,000 千円 [補助下限額] 200 千円	交付決定日 から 令和6年 2月28日

注4：新型コロナウイルス感染症関連融資の利用については、**申請時点**の**都道府県制度融資**又は**政府系金融機関**の新型コロナウイルス感染症に係る**借入残高**があること。

透明性と客観性が担保された**調達・経理処理（区分経理）**と**証拠書類**が求められます。

必要な書類が提出できない場合は、補助対象経費として認められませんので、事前に証拠書類の取り付け等を発注先に確認しておくことが肝要です。

※特に、インターネットを介する調達は注意が必要です。

なお、島根県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めてください。

※求められる調達手順と証拠書類

希望の仕様 ・金額調査	価格の確定	発注・契約	納品・検収	請求	支払
見積依頼書 (仕様含む) ・ カタログ等	見積書 ※相見積要件あり	発注書 ↓ 請書・契約書 ※金額要件あり	納品書 ↓ 検収・写真	請求書	振り込み

(1) 設備更新費、機器導入費

補助事業申請書に記載したエネルギーコスト（光熱費等）の削減を実施するにあたって必要な設備導入に要する経費が対象となります。

補助対象期間（令和6年2月28日まで）に、当該設備等が納入され、許認可等の届け出が必要な場合は、それが完了する経費が対象となります。

消耗品は対象外となります。（ただし、当該設備等の初期作動用に必要なものを除く）

リサイクル料金は対象外となります。

個人やオークション（インターネットオークションを含む）による購入は対象外となります。

単価10万円（税抜）未満のものは対象外となります。

ただし、**セット購入が条件のもの**については、**1セットの単価が10万円（税抜）以上**のものは対象となります。

当該経費が**100万円（税抜）以上**の場合は、**2者以上の見積書を徴取しなければなりません。**
※補助事業申請時は、見積書1者の添付のみでも差し支えありません。

中古品は対象外となります。

補助事業において必要最小限なものが対象となります。

事務用機器など汎用性があり目的外使用になり得るものは対象外となります。

対象となる設備・機器の具体例

既存設備に比べ高効率で、エネルギーコスト（電気代、ガス代、重油代、軽油代、灯油代など）を削減できる設備・機器の更新および導入（付帯工事等）が対象となります。

- ・「冷蔵庫・冷凍庫」が古く電力消費量が多いので、最新の「冷蔵庫・冷凍庫」に更新し電気料金を削減する。
- ・空調設備、乾燥機、熱源機器、LED照明機器（ユニット）※、重機なども同様です。

※LED照明機器（ユニット）の更新・導入を予定する際の注意点

蛍光灯等からLED照明への更新や・導入を行う際に、1個・1か所などでは、電気料金の削減効果が非常に低いうえ、単価が10万円（税抜）未満となり補助対象外となる可能性があります。事務室一式、店舗一式など取り組み自体が、電気料金の削減効果が見込まれる規模を十分満たしている必要があります。

「事業に使用する許認可等の書類」を実績報告時に提出することで「対象」となるもの

【黒地に黄色文字のナンバープレート（黒ナンバー）を付けた事業用の軽自動車】

運賃をもらって貨物を運ぶ「軽貨物運送業（貨物軽自動車運送事業）」の軽自動車が該当。

（対象となる例）既存「（黒ナンバー）軽自動車」 → 新規「（黒ナンバー）軽自動車」

【必要書類】

事業ナンバー（黒・緑）の登録は、運輸支局での手続き後に交付される**車検証に「事業用」**と記載してあるので写しを実績報告時に提出。

【緑地に白文字のナンバープレート（緑ナンバー）を付けた事業用の軽自動車以外の車両】

トラックやバス、タクシーなど運賃をもらって貨物や旅客を運ぶ軽自動車以外の車両が該当。

（対象となる例）既存「（緑ナンバー）車両」 → 新規「（緑ナンバー）車両」

【必要書類】

事業ナンバー（黒・緑）の登録は、運輸支局での手続き後に交付される**車検証に「事業用」**と記載してあるので写しを実績報告時に提出。

【自動車運転代行業の随伴用自動車】

車両の両側面に随伴用自動車である旨（認定番号等）の表示がされている車両が該当。

（対象となる例）既存「随伴用自動車」 → 新規「随伴用自動車」

【必要書類】

認定番号等が車両の両側面で読み取れる写真を実績報告時に提出。

【ダンプ表示番号（ダンプナンバー）を付けたダンプトラック】

土砂等を運搬する大型自動車（ダンプカー）で「最大積載量 5,000kg 超」「車両総重量 8,000kg 超」どちらかに該当する車両。

【必要書類】

運輸支局で手続き後に**車検証備考欄に登録事項の記載**があるので写しを実績報告時に提出。

【産業廃棄物収集運搬業許可を登録する車両】

委託を受けて産業廃棄物の収集・運搬を行う際に必要となる許可申請の中で、収集・運搬を行うために登録する車両が該当。

【必要書類】

納車から10日以内に県廃棄物対策課または管轄の保健所に**変更届を提出**する際、**その控を事業者が要求**すれば**送付されるので、その写し**を実績報告時に提出

【遊漁船登録番号を取得する船舶】

いわゆる釣船や磯・瀬渡し、観光定置（利用客の採捕を伴う場合に限る）に用いる船舶が該当。

【手続きと提出書類】

県水産課や農林水産振興センター等で申請し、以下の **3つの書類すべて**の写しを実績報告時に提出。

- ①**遊漁船業登録又は更新の通知書（業の登録確認）**
- ②**船舶検査証書（船の保険等確認）**
- ③**業務規程（どの船を使用しているかの確認）**

【内航海運業に使用する船舶】

海上における物品の運送で、内航運送に用いる船舶が該当。

【手続きと提出書類】

使用船舶の変更申請書を運輸支局に提出した際に、事業者が運輸支局窓口で依頼することで取得できる「受付印を押された申請書の写し」を実績報告時に提出。

補助対象外経費

1. 補助事業の目的に合致しないもの
2. 証拠書類が整わないもの
3. 交付決定前に発注・契約、購入、支払（前払いを含む）を実施したもの
4. 補助対象期間を過ぎて支出した経費
5. 通常の事業活動に係る経費
6. 自社内部の取引によるもの
7. 販売や有償レンタルを目的とした製品・商品等の生産・調達に係る経費
8. 補助対象経費と他の経費との明確な区分ができないもの
9. 汎用性があり、目的外使用になり得るもの 〔例〕パソコン、プリンタ、デジタル複合機 等
10. 消耗品（ただし、対象設備の初期作動用に必要なものを除く）
11. 補助対象経費の支払いに要する振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等 ※支払先が振込手数料を負担した場合は、当該金額分の値引きがあったものとみなし、値引き後の額を補助対象とする。 〔例〕支払先からの10,000円の請求に対し、振込手数料324円込みで計10,000円を振り込んだ場合、支払先が実際に受け取るのは9,676円であることから、9,676円が補助対象
12. 収入印紙、収入証紙
13. 消費税及び地方消費税
14. 借入金等の支払利息および遅延損害金
15. 商品券・金券の購入
16. 商品券・金券・クーポン・ポイント等、小切手・手形（自社振出・他社振出の別は不問）による支払い、相殺による決済での支払い
17. 各種キャンセルに係る取引手数料
18. 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
19. 国または県の他の補助金等の対象となっている経費
20. 公的な資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費
21. その他、連合会が適当でないと判断した経費

7. 補助金の交付

（1）補助事業実績報告書の検査を経た補助金確定後の「精算払い」です。

（2）補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

8. 応募方法

(1) 公募期間 令和5年1月31日（火）～9月30日（土）

1次締切 終了

2次締切 5月31日（水）

3次締切 7月31日（月）

4次締切 9月30日（土）

※各締切日までに、支援機関からエネ・コス事業 事務局へ郵送（締切日当日消印有効）された申請書類が対象となります。また、予算がなくなり次第、公募は終了します。

(2) 公募要領および様式

島根県商工会連合会ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.shoko-shimane.or.jp/2023/03/17/468/>

(3) 申請の流れ

中小企業者等（申請者）

①補助事業申請書（書類・データ）の提出依頼

※原則、支援機関からエネ・コス事業 事務局への書類提出に係る郵送代は申請者が負担ください。

②補助事業調査書・支援計画書(様式2号)作成依頼

※支援機関への相談は、公募の各締切日の3週間以上前から。

※支援機関へ書類の提出や様式2号の作成を依頼する場合は1週間以上前から行うなど余裕をもって手続きください。

支援機関

・補助事業申請書（様式2号含む）の提出

①書類を事務局へ郵送

②データをWEBシステムから登録

エネ・コス事業 事務局
（島根県商工会連合会 石見事務所）

（4）応募書類と提出媒体

- ・下記の記載がある「紙媒体の書類」と「電子データ」は、**両方の提出が必須**です。
- ・全ての書類は、**A4用紙で片面印刷のみ**受け付けます。（**両面印刷の場合、書類不備**）

応募書類	書類	電子データ
補助事業計画承認申請書（様式1） ※要押印	○	指定の Excel
【事業概要】、【対象経費及び補助金額】 【直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書】 【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】 【導入効果と経営への影響】	○	指定の Excel
対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス ※メーカー、販売店、施工業者等が作成した証明書（仕様等含む）	○	指定の Excel
設備等の見積書（納期の記載が必要） ※見積書1者のみ提出でも申請は可能	○	---
直近2期分の決算書（税務署提出用） ※法人は、表紙、貸借対照表、損益計算書、原価報告書、販管費、株主資本等変動計算書、個別注記表 ※個人は、貸借対照表も含みますが、作成していない場合、貸借対照表は不要です。	○	---
県税納税証明書 ※写し可 （発行日3ヶ月以内、全項目に滞納がない旨の証明）	○	---
暴力団排除に関する誓約事項	○	指定の Excel
※補助率2/3を希望する場合 新型コロナウイルス感染症関連融資の残高を証明する書類 （残高証明、償還表など）	○	---
※応募後、連合会より別途書類の提出指示があった場合	○	PDF
補助事業調査書・支援計画書（様式2号） ※支援機関が作成	○	指定の Excel

※提出された書類は本事業の審査以外には使用いたしません。

また、返却できませんので予めご了承ください。

（5）応募書類の提出先

（ **中小企業者等** → **支援機関** ）

提出を依頼する支援機関は、

公募要領P16「12. 相談・お問い合わせ、書類提出依頼先」をご覧ください。

（ **支援機関** → **エネ・コス事業 事務局** ）

島根県商工会連合会 石見事務所 エネ・コス支援事業事務局

〒697-0034 島根県浜田市相生町1391-8 石見産業支援センター「いわみぷらっと」

TEL：0855-22-3590

9. 補助事業の採択

（1）審査方法

補助事業の採択審査は、「採択基準」に基づき、有識者等による書類審査となります。

審査は、非公開で応募書類（電子データ含む）により行います。
要件不備がある場合は、不採択となりますので十分ご注意ください。

（2）採択基準

補助事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

①エネルギー価格高騰による経営への影響度
②本事業によるエネルギーコスト（光熱費等）の削減効果
③補助事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと
④補助事業の実施にあたり、経営・生産体制が整っていること
⑤補助事業者が当該事業の実施にあたって、 島根県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めている ことが認められること
⑥支援機関による補助事業への支援体制が整っていること（※） ※補助事業の実施にあたっては、支援機関の経営指導員等が、計画作成、事業実施のフォロー、指導など、事業化に向けて全面的に支援することを必須要件とする

（3）審査結果（採否通知）

審査結果は書面通知します。審査内容に関するお問い合わせには一切応じられませんので予めご了承ください。

※採択予定

2次締切：7月中、3次締切：9月中、4次締切：11月中

（4）公表

採択案件については、事業者、事業名、事業概要等を公表します。

（5）採択後のスケジュール

書面通知による採択内示後、事務局の指示に従い「補助金交付申請書」に必要な書類を添え、指定期日までに支援機関を通じて連合会に提出いただき、当該書類を精査した上で、補助金の交付決定を行います。

10. 補助事業者の義務

（1）補助金の交付条件

補助事業の内容を変更（軽微なものを除く）する場合は、予め「補助事業計画変更等承認申請書」を提出し、補助事業計画等の変更の承認を受けなければなりません。

補助事業に要する経費の各配分について20%を超えて流用する場合は、予め「補助事業計画変更等承認申請書」を提出し、補助事業計画等の変更の承認を受けなければなりません。

補助事業が予定期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、報告書を提出のうえ指示を受けなければなりません。

補助事業を中止または廃止する場合は、速やかに、「補助事業計画変更等承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。

補助事業の完了前に相当の利益が生ずると認められる場合においては、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければなりません。

（2）補助事業の遂行

補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって本事業を行い、補助金を他の用途へ使用することは認められません。

（3）申請の取下げ

補助金交付決定の通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日以後10日までに申請の取下げができます。

（4）補助事業の実績報告

事業が完了したときは、補助事業の実績（実施内容、成果等）を具体的に纏めた「補助事業実績報告書」に証拠書類および「取得財産等管理台帳」を添えて、指定期日までに支援機関を通じて提出しなければなりません。

（5）財産処分の制限

本事業により取得し、または効用の増加した財産を、補助金交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付もしくは譲渡し、他の物件と交換し、または債務の担保に供しようとするときは、事前に「取得財産等処分承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。

この場合において、当該取得財産が、連合会が定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が当該取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付していただきます。

なお、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（税抜）以上の財産とします。

（6）立入検査等

補助事業の適正を期すために必要があるときは、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件等の検査および関係者へのヒアリングを行う場合がありますので、その際は適切に応じなければなりません。

（7）補助事業の経理

補助事業に係る経理について、収支を明確にした証拠書類を整備し、本事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければなりません。

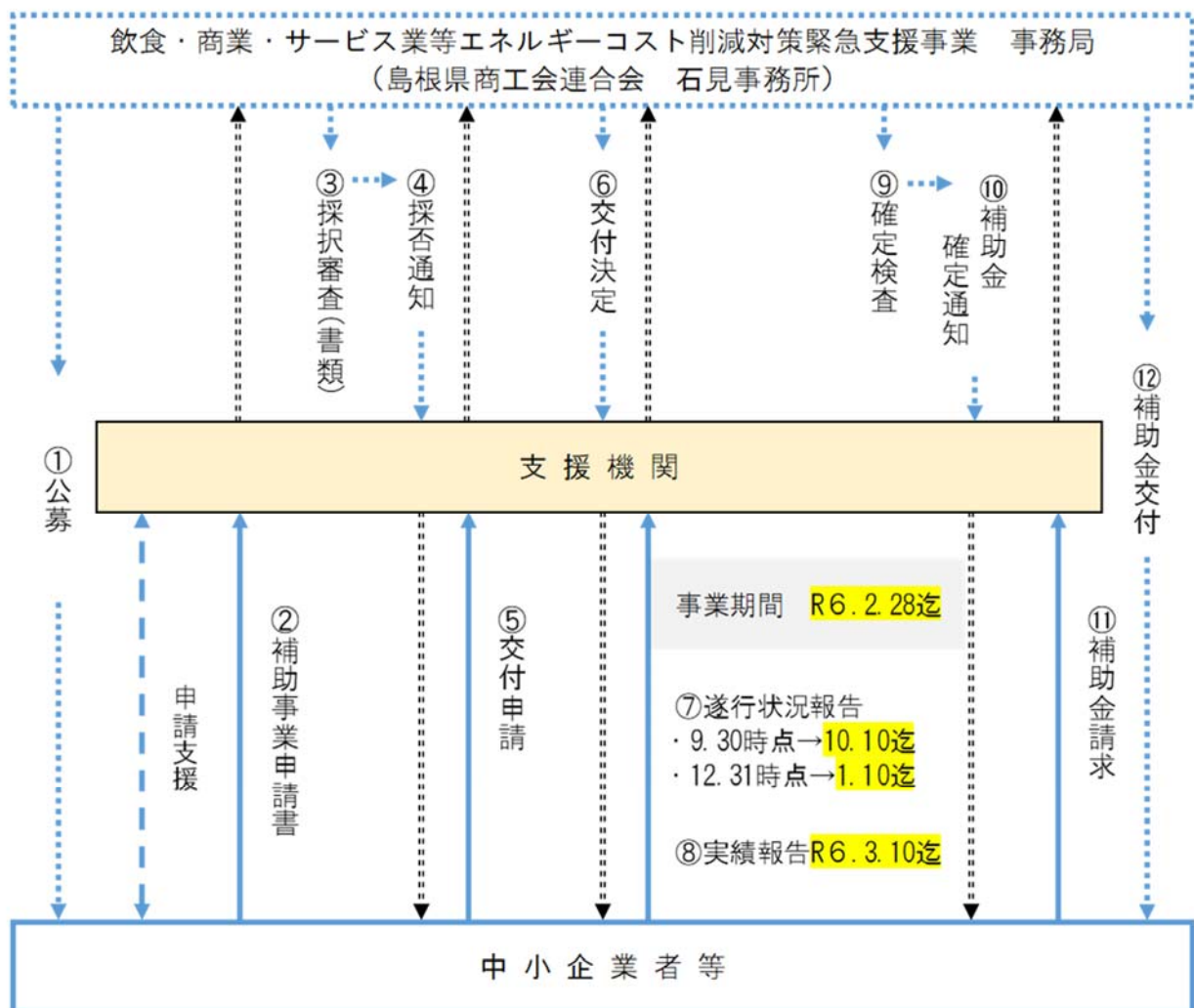
（8）補助事業終了後の手続き

補助事業者は、補助事業の完了後、連合会が必要に応じて行う補助事業者への状況把握の調査等に応じなければならない。

（9）その他の事項

上記以外の事項については、連合会と島根県の協議のうえ、決定するものとします。

1 1. 補助事業のスキーム



1 2. 相談・お問い合わせ、書類提出依頼先（支援機関、事務局）

商 工 会	所 在 地	電 話
まつえ北商工会	690-0333 松江市鹿島町古浦 607-3	0852-82-2266
島根支所	690-0401 松江市島根町加賀 1455 島根体育館 2 階	0852-85-3443
美保関支所	690-1501 松江市美保関町美保関 661	0852-73-0309
八束支所	690-1404 松江市八束町波入 2073-1	0852-76-2041
東出雲町商工会	699-0109 松江市東出雲町錦浜 583-18	0852-52-2344
まつえ南商工会	699-0408 松江市宍道町昭和 1	0852-66-0861
八雲支所	690-2103 松江市八雲町西岩坂 320-2	0852-54-0839
玉湯支所	699-0201 松江市玉湯町玉造 1419-4	0852-62-1116
安来市商工会	692-0404 安来市広瀬町広瀬 753-40	0854-32-2155
伯太支所	692-0207 安来市伯太町東母里 434-2	0854-37-1154

奥出雲町商工会	699-1511 仁多郡奥出雲町三成 324-15	0854-54-0158
支援センター	699-1832 仁多郡奥出雲町横田 992-2	0854-52-1119
雲南市商工会	690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋 274-10	0854-45-2405
大東支所	699-1251 雲南市大東町大東 1865	0854-43-2488
加茂支所	699-1106 雲南市加茂町加茂中 1318-12	0854-49-7227
木次支所	699-1311 雲南市木次町里方 55	0854-42-1025
吉田支所	690-2801 雲南市吉田町吉田 2540	0854-74-0150
掛合支所	690-2701 雲南市掛合町掛合 850-10	0854-62-0079
飯南町商工会	690-3513 飯石郡飯南町下赤名 877-1	0854-76-2118
支援センター	690-3207 飯石郡飯南町頓原 2212-3	0854-72-0907
斐川町商工会	699-0505 出雲市斐川町上庄原 1749-3	0853-72-0674
出雲商工会	699-0711 出雲市大社町杵築南 1344	0853-53-2558
佐田支所	693-0506 出雲市佐田町反辺 1586-44	0853-84-0508
多伎支所	699-0903 出雲市多伎町小田 39-4	0853-86-3467
湖陵支所	699-0812 出雲市湖陵町二部 1668-1	0853-43-1344
銀の道商工会	699-2511 大田市温泉津町小浜イ 308-6	0855-65-1110
支援センター	699-2301 大田市仁摩町仁万 837-1	0854-88-2513
川本町商工会	696-0001 邑智郡川本町川本 558-10	0855-72-0123
美郷町商工会	699-4621 邑智郡美郷町粕淵 400-7	0855-75-0805
大和支所	696-0704 邑智郡美郷町都賀本郷 34-14	0855-82-2132
邑南町商工会	696-0103 邑智郡邑南町矢上 3854-2	0855-95-0278
羽須美支所	696-0603 邑智郡邑南町下口羽 1001-1	0855-87-0055
瑞穂支所	696-0312 邑智郡邑南町出羽 48-2	0855-83-0028
桜江町商工会	699-4226 江津市桜江町川戸 11-1 桜江総合センター内 3F	0855-92-1331
石央商工会	697-0121 浜田市金城町下来原 1409-2	0855-42-0070
国府支所	697-0003 浜田市国分町 2205-16	0855-28-0109
旭支所	697-0425 浜田市旭町今市 627-4	0855-45-0056
三隅支所	699-3212 浜田市三隅町向野田 3150	0855-32-0214
弥栄支所	697-1122 浜田市弥栄町木都賀イ 588	0855-48-2130
美濃商工会	698-0203 益田市美都町都茂 1809-2	0856-52-2537
匹見支所	698-1211 益田市匹見町匹見イ 42-1	0856-56-0220
津和野町商工会	699-5605 鹿足郡津和野町後田口 187	0856-72-3131
日原支所	699-5221 鹿足郡津和野町日原 225-1	0856-74-1221

吉賀町商工会	699-5512 鹿足郡吉賀町広石 562	0856-77-1255
柿木支所	699-5301 鹿足郡吉賀町柿木 538-1	0856-79-2239
隠岐の島町商工会	685-0013 隠岐郡隠岐の島町中町目貫の二・54-1	08512-2-1157
都万支所	685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万 2016	08512-6-2074
隠岐國商工会	684-0404 隠岐郡海士町福井 1367-1	08514-2-0376
知夫支所	684-0102 隠岐郡知夫村 776-1	08514-8-2166
西ノ島町商工会	684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷 677-11	08514-6-1021

商工会議所	所在地	電話
松江商工会議所	690-0886 松江市母衣町 55-4	0852-23-1616
浜田商工会議所	697-0026 浜田市田町 1668	0855-22-3025
出雲商工会議所	693-0011 出雲市大津町 1131-11	0853-23-2411
益田商工会議所	698-0033 益田市元町 12-7	0856-22-0088
大田商工会議所	694-0064 大田市大田町大田イ 309-2	0854-82-0765
安来商工会議所	692-0011 安来市安来町 878-8	0854-22-2380
江津商工会議所	695-0016 江津市嘉久志町 2306-4	0855-52-2268
平田商工会議所	691-0001 出雲市平田町 2280-1	0853-63-3211

その他支援機関	所在地	電話
島根県中小企業団体中央会	690-0886 松江市母衣町 55-4 島根県商工会館 4F	0852-21-4809
しまね産業振興財団 石見事務所	690-0816 松江市北陵町 1 番地	0852-60-5115
	697-0034 浜田市相生町 1391-8 石見産業支援センター「いわみぶらっと」内	0855-24-9301

■本事業事務局

	所在地	電話
島根県商工会連合会 石見事務所	697-0034 浜田市相生町 1391-8 石見産業支援センター「いわみぶらっと」内	0855-22-3590

【参考】中小企業者の範囲

中小企業基本法 第一章第二条 （※一部抜粋）

昭和三十八年七月二十日法律第五十四号

最終改正：平成二八年六月三日法律第五八号

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

III. 応募書類の様式（別紙）

■ **※Excel ファイル【R4(第2回)_1_様式_エネ・コス事業.xlsx】**

- 補助事業計画承認申請書（様式1号） **※**
- 【事業概要】、【対象経費及び補助金額】 **※****
- 【直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書】 **※****
- 【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】 **※****
- 【導入効果と経営への影響】 **※****
- 暴力団排除に関する誓約事項 **※**
- エネ・コス_2_補助事業調査書・支援計画書（様式2号） **※**

■ **対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス**

- R4(第2回)_5_様式 **【別表】** _
対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス.xlsx

IV. 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンスの作成

(対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス)

申請者					
		既存の設備・機器		更新する設備・機器	
設備・機器の名称					
〃 型番・品番					
消費電力・燃費（単位）				(単位を入力) ※1	
・電力の単価（円/kwh） ・燃料費の単価（円/リットル）				(単位を選択) ※2	
・消費電力量 ・燃料使用量				(単位を選択) ※3	
年間 上記 (電力量・使用量) の計算方法				※4	
年間の電気料金・燃料費 (円,小数点以下四捨五入)		0 円		0 円 ※5	
対象設備・機器の台数				※6	
対象設備の年間電気料金・燃料費		0 円		0 円 ※7	
対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額（削減額が0円以下なら対象外）				0 円 ※8	

※8：申請書様式【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】→「光熱費・燃料費の年間削減額」へ記載

証明者（メーカー、販売店、施工業者等）

(証明日)		(名称)		※9	
年 月 日		(電話番号)		(担当者)	

■本書式は、【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】のエビデンスとなるものです。

■作成は、「証明者（メーカー、販売店、施工業者等）」に依頼してください。

■証明者の方へ

- ①本書式は、申請に必須の書類となります。
- ②システム等を基に独自に計算できる場合、年間の消費電力量・燃料使用量の計算方法は「別添」とし独自の計算根拠を添付いただいても構いませんが、その他は、入力が必要となります。
- ③注釈については、本書式に記載がありますのでご確認ください。
- ④参考事例は、下記URLよりダウンロードしご確認ください。

<https://www.shoko-shimane.or.jp/2023/03/17/468/>